

令和3年度鈴鹿市水防計画の修正（案）の概要

鈴鹿市水防計画の主な修正箇所は下記のとおりとなります。

記

1 国土交通大臣が水防警報を発する河川の追加

河川名：安楽川

指定区域：（左岸）亀山市田村町字東沢 1745 番の 4 地先から鈴鹿川合流店まで

（右岸）亀山市田村町字蜂ヶ尻 772 番の 2 地先から鈴鹿川合流点まで

2 知事が水防警報を発する河川の指定区間の変更

①河川名：中ノ川

指定区間：（変更前）鈴鹿市長法寺町から河口まで

（変更後）鈴鹿市三宅町から河口まで

②河川名：椋川

指定区間：（変更前）亀山市井田川町から鈴鹿川合流点まで

（変更後）亀山市椿世町から鈴鹿川合流点まで

3 その他

上記以外に用語，字句等の修正を国土交通省が発出する「水防計画作成の手引き」等に基づき行っております。

事務担当

鈴鹿市危機管理部防災危機管理課

永井，伊藤，浦野

059-382-9968（直通）